

平成30年度

第3回 香川県公共事業評価委員会
(現 地 調 査)

平成31年2月8日

目 次

○ 現地調査箇所図・行程表	1
○ 再評価対象事業位置図・総括表	3
○ 香川県公共事業評価実施要領	5
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	7

【再評価現地調査資料】

○ 広域河川改修事業 弘田川	資料-1
○ 流域下水道事業 中讃流域下水道（金倉川処理区）	資料-2
○ 流域下水道事業 中讃流域下水道（大束川処理区）	資料-3

平成30年度 第3回 香川県公共事業評価委員会（現地調査） 調査箇所図・行程

現地調査対象

- ①弘田川
- ②金倉川処理区
- ③大東川処理区

①弘田川

②金倉川処理区

③大東川処理区

県庁

香川県社会福祉総合センター

< 平成31年2月8日（金） >

■ 県庁（9:30）⇒ バスにて移動

⇒ ① 弘田川（10:30）【現場調査 20分】（10:50）⇒ バス移動

⇒ ② 金倉川処理区 【現場調査 車窓】 ⇒ バス移動

⇒ ③ 大東川処理区（11:50）【現場調査 10分】（12:00）⇒ バス移動

⇒ 昼食会場（12:10）【昼食 60分】（13:10）⇒ バス移動

⇒ 香川県社会福祉総合センター（13:50）

平成30年度 第3回 香川県公共事業評価委員会
現地調査における行動予定表

平成31年2月8日(金)

9:30 県庁集合(本館北側守衛室前)、順次バスに乗車後出発

↓ バス

10:30 弘田川 到着

社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業) 弘田川

〔現地調査 約20分〕

10:50 弘田川 出発

↓ バス

社会資本整備総合交付金(流域下水道事業) 中讃流域下水道(金倉川処理区)

〔現地調査 車窓〕

11:50 大東川処理区 到着

社会資本整備総合交付金(流域下水道事業) 中讃流域下水道(大東川処理区)

〔現地調査 約10分〕

12:00 大東川処理区 出発

↓ バス

12:10 昼食場所 到着

昼食等(60分程度)

13:10 昼食場所 出発

↓ バス

13:50 香川県社会福祉総合センター 到着

平成30年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

赤字: 現地調査及び詳細審議

①社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)
弘田川

②社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)
中讃流域下水道(金倉川処理区)

③社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)
中讃流域下水道(大東川処理区)



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

平成30年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

平成31年2月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の内容※	摘要
							年数	区分			
1	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	弘田川	香川県	多度津町	1969年(S44)	2048年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
2	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(金倉川処理区)	香川県	善通寺市 他3町	1983年(S58)	2024年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
3	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(大東川処理区)	香川県	坂出市 他1市2町	1977年(S52)	2024年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
総計 3事業											

※○:詳細審議

※●:現地調査+詳細審議

■対応方針(案) 継続 3事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1})の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

: 現地調査+詳細審議

※1: 国が定める再評価実施要領に基づき再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 再評価

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

2 事後評価

事業完了後（又は事業計画終了後）一定期間（5年以内）が経過した事業（又は事業計画）で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業

3 その他

上記1及び2以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1(1)の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の1(3)の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2の事業については、事後評価の対象となる年の年度末まで(又は事業計画期間の最終年度の年度末まで)に実施する。

2 評価結果等、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等(以下「評価手法」という。)について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針(継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等)を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月17日から施行する。

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正